

特別警報、暴風警報発令時及び公共交通機関運行休止時の工学部

・工学研究科に係る授業・試験の取扱い (平成15年3月6日決定)

特別警報、暴風警報が発令された場合又は公共交通機関が運行休止の場合、学生の事故防止のため、工学部・工学研究科の授業・試験を次のとおり取扱う。

1. 授業の休止、試験の延期

(1) 下記①②③のいずれかに該当する場合は、授業を休止し、又は試験を延期する。

①京都市又は京都市を含む地域に特別警報、暴風警報が発令された場合

②次の(イ)、(ロ)のいずれかに該当する場合

(イ)京都市営バスが全面的に運行を休止した場合

(ロ)JR西日本(京都発着の在来線)、阪急電車(河原町・梅田間)、京阪電車(出町柳・淀屋橋又は中之島間)、近鉄電車(京都・西大寺間)のうち、いずれか3以上の交通機関が全面的又は部分的に運行を休止した場合

③工学部長・工学研究科長の判断による場合

(2) 授業・試験開始後に上記①②③のいずれかの事態が生じた場合は、授業を休止し、又は試験を延期する。

2. 特別警報、暴風警報の解除、公共交通機関の運行再開に伴う授業・試験の実施

特別警報、暴風警報が解除された場合、又は公共交通機関の運行が再開された場合は、以下の基準により授業・試験を実施する。

(1) 午前 6時30分までに解除・運行再開の場合 1時限から実施

(2) 午前10時30分までに解除・運行再開の場合 3時限から実施

3. 特別警報、暴風警報の発令・解除、公共交通機関の運行の確認・周知

(1) 特別警報、暴風警報の発令・解除及び公共交通機関の運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道機関の報道による。

(2) 1時限開始後に上記1(1)の事態が生じた場合は、掲示等により周知する。

附 記 (略)